

船橋市葬祭場等の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場等の設置、環境整備及び管理運営（以下、「設置等」という。）に関し必要な事項を定め、葬祭場等の設置等をする事業主及び近隣住民等に相互の協力を求めることにより、葬祭場等の設置等に伴う事業主と近隣住民等との紛争を未然に防止し、もって地域の良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀（骨葬等を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とする施設をいう。
- (2) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管（運送契約に基づく一時保管を含む。）する施設をいう。
- (3) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。
- (4) 葬祭場等 葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設をいう。
ただし、病院、診療所、福祉施設、警察署、博物館、研究施設、学校その他これらに類する施設に併設されたものを除く。
- (5) 葬祭場等の設置 新築、増築、改築、建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (6) 事業主 葬祭場等を建築し、所有し、若しくは賃借することにより設置する者又は葬祭場等を管理し、若しくは運営する者をいう。
- (7) 近隣住民等 葬祭場等の敷地境界線から水平距離が100メートル以内の範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有若しくは所有する者並びにその範囲に存する町会、自治会等の長をいう。

(適用の除外)

第3条 この要綱の規定は、国、県又は本市が行う葬祭場等の設置については適用しない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、葬祭場等の設置に際し、当該地域の住環境及び生活環境に及ぼす影響に配慮するとともに、近隣住民等に対して誠意を持って対応するものとし、良好な近隣関係を築くように努めるものとする。

(近隣住民等の責務)

第5条 近隣住民等は、事業主から葬祭場等の設置の計画について、事前に説明の申出があった際は、これに応じるとともに、良好な近隣関係を築くよう努めるものとする。

(葬祭場等設置及び維持管理計画の届出)

第6条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、次条第1項に規定する標識を設置する前までに、当該葬祭場等の設置に関する事業計画（当該葬祭場等を設置しようとする敷地に既に葬祭場等が設置されているときは、当該既に設置されている葬祭場等に係る事業計画を含む。以下同じ。）を葬祭場等設置及び維持管理計画届（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

2 前項の葬祭場等設置及び維持管理計画届には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 近隣住民等の範囲を示した付近見取図
- (2) 配置図、各階平面図及び立面図
- (3) 直近の敷地及びその周辺状況の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(標識の設置等)

第7条 事業主は、葬祭場等を設置しようとするときは、当該葬祭場等の設置に関する事業計画の概要を近隣住民等に周知させるため、次の各号に掲げる手続をしようとする日のうち最も早い日の30日前までに、当該事業計画の概要を記載した標識（第2号様式）を設置し、その旨を標識設置届（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む）の規定による確認を申請する日

(2) 葬祭場等の設置に係る工事に着手する日

(3) 葬祭場等の営業を開始する日

2 前項に規定する標識は、第12条の規定による設置完了届の届け出をするまでの間、設置するものとする。

3 第1項の標識設置届には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 設置場所を明示した図面
- (2) 標識が設置された状況及び標識の記載内容が確認できる写真

(説明会等)

第8条 事業主は、前条第1項の規定による標識の設置後速やかに、近隣住民等に対し、当該葬祭場等の設置に関する事業計画の概要及び葬祭場等の管理計画の概要に関する事項について、説明会の開催、戸別訪問の実施その他これらに類する方法により説明し、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

- 2 事業主は、前項の規定により説明を行ったときは、速やかにその内容を説明結果報告書（第4号様式）により市長に報告するものとする。
- 3 前項の規定は、事業主の近隣住民等への説明の継続を妨げるものではない。

(環境整備事項)

第9条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の敷地は、原則として幅員6メートル以上の道路に接すること。
- (2) 葬祭場等の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、隣地境界線より1メートル以上とすること。ただし、当該葬祭場等の外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。
- (3) 葬祭場等の敷地内の緑化の推進に努めること。
- (4) 葬祭場等の敷地は、遺体搬送用自動車又は靈柩車を駐車し、ストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業を行うために必要な面積を確保するとともに、その作業が外部から視認されないよう配慮すること。
- (5) 葬祭場等の駐車場は、葬祭場等の管理及び運営に関する自動車並びに会葬者の利用する自動車が、路上に駐車されないよう必要な駐車場を確保すること。
- (6) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営事項)

第10条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次の各号に掲げる事項を遵守するほか、近隣住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 花輪等の設置は葬祭場等の敷地内とし、道路に面して設けないこと。
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと。
- (3) 遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは敷地内で行い、遺体又はひつぎが当該葬祭場等の外部から視認されないよう配慮すること。
- (4) 葬儀等に関する音及び線香の臭いその他の臭気が、近隣住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、設備その他について対策を講じること。
- (5) 廃棄物及び排水を適正に処理すること。

- (6) 葬儀等の際、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等路上駐車の防止策を講じること。
- (7) 葬祭場等の管理運営を適切に行うとともに、近隣住民等から苦情があつたときは、誠意をもって速やかに対応すること。

(計画の変更)

第11条 事業主は、第6条第1項の規定により届け出た葬祭場等の計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかにその旨を計画変更届（第5号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 前項の計画変更届には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 変更箇所の内容がわかる図面等
 - (2) 標識の記載内容が確認できる写真（標識の変更が伴う場合のみ）
- 3 事業主は、第1項の変更をした場合は、近隣住民等に対して、その変更について説明し、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。
- 4 前各項の規定は、周辺の住環境及び生活環境に及ぼす影響が軽減される変更であるものについては適用しない。

(葬祭場等の設置完了の届出)

第12条 事業主は、第6条第1項の規定により届け出た葬祭場等の設置が完了したときは、速やかにその旨を設置完了届（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 前項の設置完了届には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 設置完了の状況がわかる写真

(譲渡、賃貸及び転貸の際の遵守事項)

第13条 事業主は、第6条第1項の規定により届け出た葬祭場等を譲渡し、又は賃貸し、若しくは転貸する場合には、この要綱に基づき届け出た事項及び近隣住民等へ説明した内容等について、譲渡人又は賃借人に周知及び継承し、当該譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

(勧告)

- 第14条 市長は、この要綱に基づく届出をしないで葬祭場等を設置した事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。
- 2 市長は、この要綱に基づき届け出た事項又は近隣住民等へ説明した内容を遵守しない事業主に対して、その改善を求めるため勧告することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に市に存する又は葬祭場等の設置に係る工事に着手された葬祭場等については、この要綱の規定は適用しない。

葬祭場等設置及び維持管理計画届

年 月 日

船橋市長 あて

事業主 住所(所在地)

氏名(代表者氏名)

電話 ()

船橋市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

葬祭場等の名称				
葬祭場等の位置 (地名地番)		船橋市		
葬祭場等の種別		<input type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> エンバーミング施設 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更(変更前:)		
建築物の概要		敷地面積: m ²	構造: 造	
		建築面積: m ²	階数: 地上 階・地下 階	
		延べ面積: m ²	高さ: m	
工事着手予定日 (使用方法の変更の場合は未記入)		年 月 日		
工事完了予定日 (使用方法の変更の場合は設置予定日)		年 月 日		
問合せ先	住所			
	氏名 (担当者:)	電話 ()		
【添付書類】 <input type="checkbox"/> 近隣住民等の範囲を示した付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図(写真撮影方向を記入) <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 直近の敷地及びその周辺状況の写真 <input type="checkbox"/> その他()				
受付欄		備考		
年 月 日				
第 号				

注: 受付欄及び備考欄には、記入しないでください。

1. 環境整備事項（具体的な計画について記載する）

(1) 接道について

接道している道路の種別

接道している道路の幅員 m

(2) 外壁後退について

(3) 緑化について

(4) 遺体搬出入作業車両の駐車場所、作業場所について

(5) 駐車場について

設置台数： 計： 台 (うち、事業用 台、会葬者用 台)

(6) 景観・広告について

(7) その他配慮した事項

- ・工事中の環境配慮、近隣住民等への配慮など

2. 管理運営事項（具体的な計画について記載する）

（1）通夜・告別式を行う場所・花輪等の設置について

（2）遺体・ひつぎの搬出入における視認について

（3）防音・防臭対策について

（4）廃棄物・排水の適正処理について

※主に廃棄物の適正処分・薬剤や洗浄液の排出管理（規制基準等）・水質管理・排水接続先について記載

（5）交通安全対策について

※主に来場者の駐車対策・交通誘導員の配置等の路上駐車の防止策について記載。

（6）その他配慮した事項

第2号様式

葬祭場等の設置等についてのお知らせ			
葬祭場等の名称			
葬祭場等の位置 (地名地番)			
敷地面積	m ²	延べ面積	m ²
建築面積	m ²		
建ぺい率 () 内は限度を記入	%	(%)	
容積率 () 内は限度を記入	%	(%)	
工事着手予定日 (使用方法の変更の場合は未記入)	年 月 日		
工事完了予定日 (使用方法の変更の場合は設置予定日)	年 月 日		
事業主	住 所 氏 名		
設計者	住 所 氏 名		
施工者	住 所 氏 名		
標識設置年月日	年 月 日		
<ul style="list-style-type: none"> この標識は、船橋市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第7条第1項の規定により設置したものです。 標識の設置に引き続き、事業主から近隣住民等に対して設置計画に関する説明を行います。 葬祭場等の設置計画についてのお問い合わせは、下記の者にご連絡ください。 			
【連絡先 (事業主)】		住 所	
		氏 名	
		担当者名	電話番号

備考：この標識の大きさは、縦90cm以上、横90cm以上とする。

標識設置届

年 月 日

船橋市長 あて

事業主 住所(所在地)

氏名(代表者氏名)

電話 ()

船橋市葬祭場等の設置等に関する要綱第7条第1項の規定により標識を設置しましたので、次のとおり届け出ます。

標識設置年月日		年 月 日
葬祭場等の名称		
葬祭場等の位置 (地名地番)		船橋市
連絡先 (事業主)	住所	
	氏名	電話番号
	担当者名	
【添付書類】		
<input type="checkbox"/> 設置場所を明示した図面 <input type="checkbox"/> 標識が設置された状況写真		
<input type="checkbox"/> 標識の記載内容が確認できる写真		
受付欄	備考	
年 月 日		
第 号		

注: 受付欄及び備考欄には、記入しないでください。

説明結果報告書

年 月 日

船橋市長 あて

事業主 住所（所在地）

氏名（代表者氏名）

電話 ()

船橋市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第8条第1項の規定に基づき、近隣住民等への説明を行いましたので、同条第2項の規定により次のとおり報告します。

葬祭場等の名称							
葬祭場等の位置 (地名地番)		船橋市					
説明に用いた資料							
番号	近隣住民等の住所及び氏名	該當に○印を入れる		訪問日	説明者 氏名	説明方法	説明の状況 意見内容及び回答内容
		所有者 土地	占有者 建物				

※番号は、近隣住民等の範囲を示した付近見取図とあわせること

番号	近隣住民等の住所及び氏名	該當に○印を入れる		訪問日	説明者 氏名	説明方法	説明の状況 意見内容及び回答内容				
		所有者									
		土地	建物								

※番号は、近隣住民等の範囲を示した付近見取図とあわせること

計画変更届

年 月 日

船橋市長 あて

事業主 住所(所在地)

氏名(代表者氏名)

電話 ()

船橋市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

葬祭場等の名称		
葬祭場等の位置 (地名地番)	船橋市	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
<p>【添付書類】</p> <p><input type="checkbox"/> 変更箇所の内容がわかる図面等</p> <p><input type="checkbox"/> 標識の記載内容が確認できる写真(標識の変更が伴う場合のみ)</p>		
受付欄	備考	
年 月 日		
第 号		

注:受付欄及び備考欄には、記入しないでください。

設置完了届

年 月 日

船橋市長 あて

事業主 住所(所在地)

氏名(代表者氏名)

電話 ()

船橋市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

葬祭場等の名称			
葬祭場等の位置 (地名地番)		船橋市	
設置完了日			
連絡先 (事業主)	住所		
	氏名	電話	()
	担当者名		
添付書類			
<input type="checkbox"/> 設置完了の状況が分かる写真			
受付欄		備考	
年 月 日			
第 号			

注:受付欄及び備考欄には、記入しないでください。